

会 議 録

会議名 (審議会等名)		令和2年度 第3回 相模原市簡易水道事業審議会				
事務局 (担当課)		津久井土木事務所 電話042-780-8210(直通)				
開催日時		令和2年12月22日(火) 午後3時00分～5時00分				
開催場所		緑区合同庁舎 5階 5-2会議室				
出席者	委員	6人(別紙のとおり)				
	その他					
	事務局	7人(道路部長、津久井土木事務所長、他5人)				
公開の可否		可	不可	一部不可	傍聴者数	0人
公開不可・一部不可の場合は、その理由						
会議次第		1 開 会 2 議 題 (1) 簡易水道事業の取組方策の現状及び今後の対応(案)について 3 その他 4 閉 会				

審 議 経 過

主な内容は次のとおり。

(は委員の発言、 は事務局の発言)

1 開 会

2 議 題

(1) 簡易水道事業の取組方策の現状及び今後の対応(案)について
事務局より資料について説明を行った。

事務局からの説明に対する主な意見等は次のとおり。

取組の方向性に窓口業務等の外部への委託を示されているが、包括委託を考
えているのか。

現在、8名の常勤職員、3名の再任用職員及び3名の会計年度任用職員で事
業を行っている。会計年度任用職員のうち2名が平日の水道施設の日常点検
を、1名が料金収納事務の補助を行っている。直營業務が多いため委託化し
ていきたいが、包括委託や指定管理者制度の実施などは最終的な段階だと思
っており、順次移行していく形が良いのではないかと考えている。

現在、外部へ委託しているものはあるのか。

土日や祝日の水質検査、施設の保守点検及び遠方監視システムの保守管理業
務等について外部へ委託している。

包括委託を行うと、職員給与費はかなり削減される見込みなのか。

具体的に包括委託を行うかの検討はしていないが、これまで歳出に掛かる経
理の合理化を行わず直営でやってきたので、多くの職員給与費等を削減でき
るのではないかと考えている。ただ、急に外部委託化することに対する使用
者の不安もあると思うので、費用面だけでなく使用者からの信頼感も大切に
取組んでいきたいと考えている。

下水道部との組織統合による業務の効率化を挙げているが、どのようなイメ
ージなのか補足があればお願いしたい。

本市の下水道事業については、平成25年度から既に地方公営企業法を適用しており、簡易水道事業と同様の企業会計方式になっている。水道施設の維持管理業務は、専任職員の配置が必要だと考えているが、財務、会計などの経理業務に関しては、下水道事業者に兼任してもらい、下水道事業会計と並行して一括で執行することで効率性が上がるものだと考えている。

下水道部と組織統合した場合、支払方法が変わるなどのデメリットはあるのか。

現在も公金出納等の一部の経理業務については下水道部にお願いしており、一般の利用者に関して影響はないと考えている。

利用者の立場からデメリットはないようだが、市において考えられる課題はあるのか。

下水道事業管理者からは、公営企業会計への移行や料金体系、経営の健全化について整理したうえで、組織統合について考えていきたいと言われているところである。

資料の数値を見る限り、全国の簡易水道の水準からすると費用が掛かっており、削減するための取組を挙げていただいている。直営でやっているからかもしれないが、地形的に高低差がありランニングコストが掛かってしまうのが実情だと思う。そういった中で、最新技術の導入で経費削減を検討することも挙げている。土木分野でもメンテナンスにIT技術を活用して効率化するということがトレンドになっているが、事務局で考えていることで共有できることがあったら説明をお願いしたい。

厚生労働省からIT技術導入の事例として、遠方監視、水道スマートメーター及び漏水探知の技術などが紹介されている。水道スマートメーターについては、東京都、横浜市、姫路市などで取組が進められているところで、毎日の水の使用量や漏水などが確認しやすくなるとともに、検針員の巡回が不要になる。また、輪島市においては、凍結や断水が多く発生していた背景を踏まえて、北陸電力と協働で水道スマートメーターを導入し、効率化を図っているところである。水道スマートメーター導入の課題としては、1個あたりの単価が高く、現在の水道メーターの約10倍の費用を要するため、導入がうまく進んでいない状況だと伺っている。ただ、有望な技

術であることから、徐々に単価は下がっていくことと思うので注視していきたい技術であると考えている。

I o T 活用の事例の中で、水質の監視というのはどういう内容になるか。

市で毎日行っている水質検査の項目については機器で行うことができる。そういった技術を導入し、毎日の検査を簡略化している事業者は結構ある。

監視が必要な施設が点在しており、水質検査の委託で費用が掛かっている状況である。働き方改革や生産性向上といったことは社会的要請となっていることから、どれだけ寄与するかは分からないが、リモート監視を進めるのは良いことだと思う。土木分野でもデジタルトランスフォーメーションというデジタルやI o T を活用することで新たな仕組みを生み出し、経営の改善や収益に繋がったりする事例をよく見かける。相模原市でも積極的に取組を進めるべきである。そうした事業者は少しずつ増えており、個人的には期待している。

水道施設の統廃合の検討について、具体的な想定があれば説明をお願いしたい。

青根地区の施設は、エビラ沢取水場から中間貯留槽に送水し、そこから更に浄水場に送水し浄水を行っている。中間貯留槽には予備水源が設けてあることから、そこからも取水が可能であり、これを優先的に使用することでコストが削減できると考えている。

藤野地区の施設は葛原簡易水道と牧野中央簡易水道の伏馬田地区を除いた地域で、水源や配水池を減らすといった統廃合が想定できるが、実際には中山間地で高低差があるため、各施設が点在しており、地図における見た目以上に施設統合は難しいのが現状である。

地理的な制約もあり統廃合の検討は簡単に解決できない課題であると思われる。統廃合については、施設の耐震化や更新費用にも関わってくる内容である。

藤野地区については、戦後の話になるが、道志ダムから牧野地区の水源の下を通して相模ダムに水を供給するトンネルを建設した際に、多くの水源が枯渇してしまった経過がある。青根地区については、2か所の取水地点がある

ので、取水量はおそらく牧野地区全域をカバーするくらいの量があると思う。検証してみないと分からないが、距離的にも高低差についても自然流下で送水が可能な地区があるのではないのか。地域水道ビジョンの取組の目標である、県営水道との広域化を行うには、そういったことをシミュレーションしていく必要がある。県営水道の青野原地区や鳥屋地区も地区内に水源を確保しているが、不測の事態には津久井湖周辺から逆流で浄水をポンプで送るといったシステムになっている。そうしたことを青根と藤野側を一緒に考えていくというのはスケールメリットを活かせるし、本当に大きな統合になるのかもしれない。

地理的な関係が分からず整理できなかったが、ぜひ検討すべきだと思う。

いただいた意見について検証してまいりたい。

収入の確保について、基金の枯渇や一般会計からの繰入れ等に関する説明があった。市では支出の削減は必要だが、収入の確保もセットでやっていかななくてはならない状態だと認識していると思うが、料金改定を検討する前に、基本的な考え方と現状の実情について、もう一度事務局から説明をお願いしたい。

公営企業なので独立採算が運営原則となり、事業運営に係る経費は原則使用者からの料金収入で賄わなければならないが、全国的に見ても簡易水道事業を取り巻く環境は、本市と同様、非常に厳しい状況であり、独立採算で運営している事業はほとんどないというのが現状である。さらに本市は、中山間地に施設が点在している地理的状況から平坦なところより供給コストが割高になってしまっている状況がある。このような状況から、全ての経費を料金収入で賄うことは現実的に大変厳しい状況である。本市の簡易水道事業会計における使用者の受益者負担の考え方というものを検討して、料金体系に反映させる必要があると考えているところである。

基本は独立採算で必要なコストは使用者から徴収する料金で賄う必要があるが、現状は大部分を一般会計から繰入れているのが実情である。一般会計に依存している部分を全て料金に求めるのはギャップが大きいので、資料に供給単価が示されているが、それを全国平均に近づけ、それでも不足する部分については一般会計から補てんが必要だと思う。収入の確保の取組の方向性（案）として、料金改定の必要性の検討が示されているが、こちらについて

どう考えるか。

長期前受金戻入の1.2億円は減価償却費と相殺され収入として使用はできないため、収益の基になるのが水道料金収入と一般会計繰入金がメインになっているが、一般会計繰入金の1.6億円について何%くらいまでを目標に削減したいといった考えはあるのか。料金をどのくらい上げるとそれが可能になるのかシミュレーションがあったら教えていただきたい。

まず、料金収入を採算が合うように現状ベースで算定すると、藤野地区については約5倍、青根地区については2.5倍くらいの供給単価にする必要がある。歳出の削減を行うことで、数値は変わってくると思うが、現状の試算ではこのような結果になる。こうしたことから、ある程度の一般会計繰入金は必ず発生してしまうのではないかとというのが現状である。どのくらいの一般会計繰入金になるのかは、全国平均などを視野に入れながら考えていかなくてはならないというのが一般的な話である。

水道料金を全国平均にすると、どのくらいの一般会計繰入金になるのか。

供給単価を全国平均にすると、一般会計繰入金は半分まではいかないまでも、それに近いくらいは減るのではないかと考えている。

適正な料金水準というのをどう定めるのか、使用者が一番気になる点だと思う。

水道はライフラインに関わるもので、現状から5倍とか2.5倍という数値は、全く現実的ではない。

市街地と中山間地では投資効果が異なるため、一概に比較するのは厳しい。市街地に多くの方が暮らしているが、上流の中山間地の人の協力があって水源が維持されている。そういう意味では、持ちつ持たれつの関係だが、現状はもう少し中山間地の負担を増やさないと、現状のバランスは悪いのかもしれない。

青根地区の施設は宮ヶ瀬ダムの道志導水路の補償工事として整備された。工事は水源地域対策特別措置法の適用を受けた補償工事であるが、補償であった基金の残高が15年で枯渇したのは別の議論になる。工事の合意の際には

法の適用を受けるため簡易水道として整備するものの、一定時期になった際には県営水道に移管されることが前提であり、県民の水がめのためでもあったことから地域も同意した。道志導水路整備の受益者は県民であり、相模原市民でもある。利水者負担をスケールメリットで、県全体で吸収してもらう必要がある。青根地区の施設はコストパフォーマンスが悪く、水源地域の藤野地区と青根地区のみで事業経営をするのはいかなものかとしきりに思う。早い時期に県営水道へ移管すべきであり、企業庁や県と協議が必要になると思うが、こうした考え方がベースであると受益者負担の考え方が違ってくると思っている。

市としては、県営水道との広域化は広域化の段階的取組の一番先にある目標で、優先順位の事務局案でも示しているとおり、そうした目標は認識しつつも、その手前にやらなくてはいけないいくつかの課題があり、今取り組んでいることはその段階的取組の一つ目の踊り場であることが分かる。広域化を進めるには県営水道との格差について、料金水準も併せてきちんと整えていかななくてはならないと思う。市域の大部分をカバーしている県営水道と同水準の料金にした場合の影響というのはどういったものが考えられるか。

仮に県営水道と同じ料金体系に改定した場合、青根地区は2か月あたり29 m³以下、藤野地区は46 m³以下の使用水量の使用者については料金が下がり、これ以上使用水量が多い方は料金が上がることになる。現在、藤野地区は県営水道同様に料金従量制を導入しているが、使用実績が多いにつれて、県営水道は藤野地区より料金が高くなっていくという体系になっている。一方、青根地区については、定額制であるので、一定水量以下の方は従量制によって下がる状況である。

現状では使用水量が少ない方は割高になっているというのが分かる。

仮に現状の使用水量のまま県営水道の料金体系に改定した場合、青根地区で負担が減る方が全体の4割弱、負担が増える方が6割程度になる。藤野地区で負担が減る方が7割以上、負担が増える方が残り3割弱である。2か月間の料金収入でいうと、青根地区が850万円程、藤野地区は45万円程の増加になる。更に細かく見ると、使用水量が100 m³以上の使用者については、青根地区は70件ほどあるが、その方々だけで800万円ほど増加になり、料金収入の増加分のほとんどを負担していることになる。一方、藤野地区については、100 m³以上の使用者は13件で、その方々の増加分は22万円

程である。

仮に県営水道と同じ料金体系に改定をした場合、全ての人が値上がりになるわけではないというのが現状である。そうしたアンバランスがある中で、新たな水準を設定した場合、一部の人が高額になり、一部の人が高額にならない状況である。問題は値下げする人は反対しないと思うが、値上げになる人は反対するわけで、特に青根地区だが、収入の増加の効果をもたらす方が、大口使用者になりそうだということである。そうすると、県営水道と同じ料金体系にした場合に問題となるのは、大口使用者の負担が大きくなるということだが、こうした方への配慮について何か考えはあるのか。

県営水道と同じ料金体系にした場合、特に青根地区については現状が定額制であるため、大口使用者の負担の増加が多くなり、現実的にはすぐに支払えるような金額ではないと思われる。そのため、仮に同じ料金体系にするにしても、例えば、一定期間据置くことや激変緩和措置などの配慮が必要で、この辺は委員の皆様で審議していただきたいと考えている。

必ずしも、定額制だから節水せずに水を使っているというわけではなく、必要があって使っている実情も把握しなくてはならないと思う。

青根地区については、以前は集落配水でやっており、水量は豊富であったことから、酪農の牛乳の冷却水や、自宅の池の水、農業用水に使用していた。料金設定は各集落によって異なっていたが、道志導水路の補償で青根地区全体の水道整備を行った際に、各集落の平均値を取った定額制に設定した経過がある。その時、向こう30年間の維持管理費として基金を積んでもらい、その基金が30年間持たないのは人件費の増加や金利の変動などについて当時の試算と実態がかけ離れてきたことからであることだからと思うが、そうした過去が青根地区の定額制になった歴史である。地元としては、基金がなくなった段階には、定額制の料金では維持できないため、県営水道に移管して、従量制にして県営水道並みの料金は払うべきというのは承知している話だが、それが15年経過の今なのか、約束している30年後である、後15年先なのかは別の議論があると思う。

県営水道と同水準の料金改定について、皆さんとしても総論は賛成だと思う。

料金改定に伴う暫定措置又は経過措置が必要ではないか。

特に値上げで大きな影響を受ける方への配慮は個別に必要なと思う。取組む方向としては、県営水道との広域化も視野に、その準備をしていかななくてはならず、料金改定を進めるべきだと思う。

総論はそういった方向性だが、別途審議の中で、経過措置が必要で別途協議が必要だと思う。

藤野地区については、住民も高齢化してきており、年金暮らしの方が多い状況で、水道料金の改定については1度も話を聞いたことがない。この会議で決まったからというだけでは一概に何とも言えない。

基本的に同様の意見である。

水道水は、中山間地の多くの私有地の山などへ降ったものが水源となっている形態である。料金改定は非常に重要なことだが、一概に県営水道が高い料金体系だから同じにするのではなく、中山間地は様々な不便があり、住民も決して色々なものを望んでいるわけではないということも考慮していただいて、料金値上げについてはよく検討していただきたいと思う。

貴重な意見で、当然の考えだと思う。そういう意味で、民有林も見えないインフラ投資になっており、民有林の持ち主が見えない形で投資していると考えたと、その分も考慮すべきだと思う。

藤野地区の活動として、残土の不法投棄などの監視など、色々な取組を行っている。そうした地域の水質保全是市民のためになっていると思うので、そのことも考慮していただきたい。

青根地区の大口使用者には、キャンプ場施設、温泉施設、福祉施設等があり、料金改定の実施の段階までには、代替水源なり個別に対策を考えざるを得なくなると思われる。料金改定にあたっては、井戸を掘ったりする準備期間や協議をするテーブルが必要である。大口使用者の減少により給水量が半減するため、牧野地区への給水も今の浄水場設備で可能であり、施設を統廃合してスケールメリットが出ると思っている。

そういう意味では、一般家庭ではなく、むしろ商業的な要素があると思う。商業者が一般家庭と同じ定額料金というのはアンフェアな感じもある。商業

を行うのであれば、それなりの費用は経費として支払うべきだとは思う。

青根地区において、料金改定の大口使用者対策としては、公益水道に頼らず自ら水を確保するよう求めることが必要になるのではないかと。それができれば、料金改定に伴う問題はそれほどないと思う。

各計画の策定等について流れのようなものがあるのか。

各計画については、答申で策定するという方向をいただいたら、来年度の策定に向け取り組むことになるが、策定途中の段階で随時審議会において、取りまとめ状況を報告させていただき、そこでの意見を反映させながら進めたいと考えている。

例えば、施設耐震化計画は優先度、重要度を評価して施設を絞り込むものだと理解している。ただ、現在支出の削減や収入の確保を目指している中で、多額の投資が必要になるという、難しく重要な計画だと思う。総論は賛成だろうが、経営のことを考えると全てできるのか、いつやるのかを慎重に考えなければならない。100%耐震化と記載されているが、どういう風に進めていくのか。どれだけ期間がかかるのか。

施設耐震化計画については、100%の耐震化が目的ではあるが、多額の投資費用を要するため、費用は債務となって返済しなければならない。使用者の方々との公平性もあるが、重要な施設を率先してやることを考えている。実際に何年でやるかを示すのは難しいと思っているが、厚生労働省においては、耐震化の実現は50年から100年くらいを目標としているので、かなり長いスパンでやっていかななくてはならないと認識している。

重要な施設の耐震化について、具体的に管路は何%になるのか。

管路は比較的進んでおり、50%くらいである。新しく統合整備を行った管路は耐震仕様となっている。全国的には管路は古いものが多いので、本市は良い方である。重要な管路としては、幹線道路については復旧にかなりの時間を要することや断水期間も長引くことから該当するものと考えている。末端道路については、ある程度の損害があっても応急復旧が可能である。

青根地区は水源地域特別措置法による水源が枯渇するエリアとして指定され整備された経過があるため、地区から離れた上流の山の湧水を水源地とした。ただ、そこよりも青根浄水場に近い中間貯留槽という施設においても取水は十分可能である。現在のエビラ沢取水場は、電気でポンプアップしているため、災害時にリスクがあるものの、取水を中間貯留槽に変更すればそういったものも解消できる。そういったことを事務局は検討していただきたい。

災害のリスク高いことや維持管理のコストが掛かっていることから、エビラ沢取水場を止めることや、維持管理できるくらいの取水まで抑え込むことが考えられる。どうすべきか検討させていただきたい。

青根地区の大口使用者は立地的に100～150m程井戸を掘れば水量が確保できるのではないかと考えている。大口使用者との協議や耐震化、施設の効率化など整理していけば、県営水道との広域化も難しい話ではないと個人的には思っている。なお、料金改定にあたっては地域合意がどうしても必要だと思う。

施設の統廃合については、今あるものを廃止となると、使用者としては何となく抵抗感があるため、施設を残して非常時のみの使用を前提に運用する方法も考えられる。そうした検討を一つ一つ積み重ねていき、より良いものにしていくチャンスだと思う。

各計画について、具体的な方向性の内容は第4回審議会で示すのか。

支出の削減については、方策について事務局で深掘りし、数字を含めて具体的な例示をしたいと考えている。収入の確保については、今回は県営水道と同体系で話をさせてもらったが、大口使用者について、現在の使用者の状況等を深掘りした上で、どういった対応策が考えられるのか示したいと考えている。

全体的な市民の不公平感の観点から、大口使用者の負担の件については、県営水道の使用者の立場からも、市民へ理解を求めていかなければならないと思う。施設耐震化計画については、電子化が進んでいない状況であるため、実態を把握できていない施設があると思うので、まずはそうしたことから取り組むものだと考えている。

全国の事業体においても、水道法改正により台帳の整備が求められているものの、紙の情報が多く電子化が進んでいない状況であるが、電子化するのが目的ではなく、台帳を計画や管理に利用することが目的である。相模原市がどのレベルかは分からないが、そういうことを念頭に入れて取り組む必要がある。

ITの活用の話についても、藤野地区や青根地区の中山間地に導入するメリットがどのくらい見込まれるのかも気になる。

そうした情報については次回の審議会で回答できるのであればお願いしたい。

3 その他

4 閉 会

以 上

相模原市簡易水道事業審議会（第3回）委員出欠席名簿

	氏 名	所 属 等	備 考	出欠席
1	荒井 康裕	東京都立大学都市環境学部 准教授	会長	出席
2	笹原 俊一	公益社団法人日本水道協会調査部調査課 労働係長		出席
3	鈴木 諒太	公募市民		出席
4	関戸 正文	相模原市青根水道委員会 委員		出席
5	松原 沙織	東海大学政治経済学部 教授	副会長	出席
6	丸山 博司	相模原市藤野地区自治会連合会 監事		出席
7	渡邊 素広	神奈川県健康医療局生活衛生部生活衛生課 副課長		欠席